

事業中評価チェックリスト

						番号	5
事業名	街路整備事業	路線・河川 ・地区等名	ほんちようひがしおおまち (都)3・3・4号本町東大町線		施行場所	さかたしなまち 酒田市中町地内	
評価該当基準	事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業 (山形県(県土整備部)公共事業評価実施要領 5-(1)-イ-(イ))					実施主体	山形県
事業採択年度 目標年度 [当初目標年度] (過年度評価時目標)	R2 R11 [R8] ()	全体事業費(進捗度%)	15.0 億円 (20.4%)	事業延長等	L=481.0m		
		内工事費	7.6 億円 (0.0%)	供用延長等	L=0m		
		内用地・補償費	5.6 億円 (34.2%)				
		内測試費等	1.8 億円				
事業の目的(地域性・特質性) ・本路線は、酒田市中心部を東西に横断し、国道 112 号から酒田市役所へ直結する都市内幹線街路で、第一次緊急輸送道路に指定されている。 ・酒田市立浜田小学校の通学路に指定されているが、自動車交通量が多く、歩道幅員が 1.8mと狭いため危険な状況である。 ・現道拡幅と無電柱化を実施し、通学路の安全確保、交通の円滑化、災害時における輸送路を確保するものである。							
事業概要(主要工事内容) ◆主要工事:現道拡幅、無電柱化 事業延長 L=481m 計画幅員 W=6.0(11.0)[20.0]							
事業の実施状況 ・現在、電線共同溝詳細設計業務委託及び用地補償を実施中。 ・令和7年度より道路改良工事着手予定。							
上位計画、その他事業との関係 (各上位計画で定めている項目を表すコード) ・第 4 次県総合発展計画 → 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成(5-4) ・庄内圏域(北部)都市計画区域マスタープラン → 概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業として位置付け ・山形県道路中期計画 2028 → 街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進(3-8)							
今後の事業の見通し ・用地補償を進めていくとともに、用地買収が完了した部分について道路改良工事を行っていく。							
事業を巡る社会経済情勢等の変化 ① 国、県の政策や計画の転換等 平成 29 年 4 月策定「庄内圏域(北部)都市計画区域マスタープラン」 令和 2 年 3 月策定「第 4 次山形県総合発展計画」、令和 6 年 3 月改訂「山形県道路中期計画 2028」に位置づけられた事業であり、県として優先的に整備する路線に位置付けている。各種計画に転換はないため、引き続き事業を継続するもの。 ② 財政状況の変化 予算が厳しい状況ではあるが、効率的効果的な執行により投資効果の早期発現を図ることとしている。 ③ 事業実施地域の周辺環境の変化 特になし ④ 地元の協力体制の変化 特になし ⑤ 利用者見込み者数の大幅な変化 特になし ⑥ 代替方策による必要性の変化 特になし ⑦ その他 特になし							
事業の投資効果 (凡例)● 貨幣換算し、費用便益分析における便益(B)に計上している事業効果 ○ 貨幣換算する手法が確立されていないものの、事業により得られる効果の例							
投資効果	●現道拡幅により走行時間の短縮が期待できる。 ○緊急輸送道路の無電柱化により都市防災機能の向上が図られる。 ○歩道幅員が確保され、歩行者の安全性向上が図られる。						
社会的割引率	B/C	B/Cの代表的な分析指標					
4%	1. 02						
2%(参考値)	1. 5						
1%(参考値)	2. 0						
		・総便益の現在価値 (B) 13. 8億円 ・総費用(事業費+維持管理費)の現在価値(C) 13. 5億円					
●コスト縮減・○代替案等の可能性 ○都市計画法に基づき計画決定された路線であり、代替案は無い。							
当初又は前回評価時目標年より延長となる場合の理由(計画どおりの場合は空欄) ・用地買収において代替地の選定に不測の時間を要し、事業期間を延長するもの。							
評価区分	継続 A	評価の理由	用地取得における調整等の事由により、計画より 3 年の遅れとなるが、事業の重要性、投資効果、地域の要望・協力等を総合的に判断し、継続としたい。				